

# 密漁品は

# 流通させない

# アワビ・ナマコを取り扱う 漁業者及び漁協の皆さまへ

令和4年12月から

## 水産流通適正化法\*がスタートします。

※ 「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」

### 目的

加工、流通段階で違法な漁業（密漁）に由来する水産物を排除する仕組みを構築することで、国内において違法に採捕された水産物（アワビ、ナマコ）の流通を防止

### 効果

違法漁獲物を国内流通から排除することができ、持続的な水産資源の利用が可能

## ✓ 採捕事業者の届出

アワビ、ナマコを採捕する事業者は、原則農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を使用して、行政庁に対して、届出を行う必要があります。

## ✓ 漁獲番号等の伝達

アワビ、ナマコを取引する際は、届出に対して行政庁から通知を受けた番号を含む漁獲番号等を譲渡し先に伝達する必要があります。

## ✓ 取引等記録の作成・保存

発行した取引記録が記載された伝票類（請求書、納品書等）は3年間保存してください。

詳細は裏面へ

## 採捕事業者の届出

アワビ、ナマコを採捕する事業者は、下記に掲げる事項を、原則、農林水産省 共通申請サービス（eMAFF）を使用して、行政庁※<sup>1</sup>に対して、届出を行う必要があります。※<sup>2</sup>

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地（該当するもの全て）
- 採捕事業の対象の種類（アワビ、ナマコ）
- アワビ、ナマコを採捕する権限（漁業許可証の写し、漁業権行使権を有することを証する書面等）
- 譲渡しの事業の対象の種類（アワビ、ナマコ）
- 譲渡しを開始しようとする日※<sup>3</sup>

※<sup>1</sup> 届出先の行政庁は、以下のとおりです。

アワビ又はナマコを採捕する漁業の許可等について、

- ・一つの都道府県の知事からのみ受けている漁業者 → 都道府県
- ・農林水産大臣から受けている漁業者 → 農林水産省

※<sup>2</sup> 販売事業を行う漁協は、届出を所属する漁業者に代わって行うことが可能。

※<sup>3</sup> 既に譲渡しの事業を行っている場合は、法施行日の2022年12月1日と届出してください。

## 漁獲番号等の伝達

アワビ、ナマコを取引する場合、下記に掲げる事項を伝達する必要があります。

- 名称（取引において通常用いている名称）
- 重量又は数量（取引において通常用いている単位）
- 年月日（譲渡しをした年月日）
- 採捕者名（譲渡しをした採捕者の氏名又は名称）
- 漁獲番号※<sup>4</sup>

※<sup>4</sup> 漁獲番号とは、アワビ、ナマコを適法に採捕する権限を有する採捕者が、アワビ、ナマコを流通事業者等に譲り渡す際に当該アワビ、ナマコの取引に附番する16桁の番号です。

## 取引等記録の作成・保存

### 発行した伝票等についての確認事項

実際の取引において取り交わされる伝票類（請求書、納品書等）に、①名称 ②重量又は数量 ③年月日 ④譲渡し又は引渡しをした取扱事業者名 ⑤漁獲番号 が記載されていれば、それを3年間保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

問合せ先 水産庁加工流通課 Tel.03-3502-8111（内線6683）

制度の詳細は水産庁Webサイトで紹介しております。

水産庁 水産流通適正化法 |

